

町・県民税などの申告をお忘れなく 税の申告相談は、2月15日（水）～3月15日（木）

■平成24年度「町・県民税などの申告相談」日程一覧

日程	行政区		
	午前	午後	
2月	15日(水)	広瀬、西原、井戸江	上 揚
	16日(木)	谷内、本坂谷、堂ノ原	
	17日(金)	有 安	岩下一区・岩下二区
	19日(日)	宮内地区、甲佐地区、竜野地区	
	20日(月)	西寒野	
	21日(火)	東寒野	仁田子
	22日(水)	緑 町	上豊内
	23日(木)	横 田	下豊内
	24日(金)	大 町	糸 田
	27日(月)	中早川、北早川	芝 原
	28日(火)	吉 田	早川、南三箇
29日(水)	辺場、古閑、八丁、山出	田原、和田内	
3月	1日(木)	中 山	麻生原、世持
	2日(金)	津志田(鶴・田中)	津志田(尾揚・長興寺)
	4日(日)	乙女地区、白旗地区	
	5日(月)	船津(谷・迫)	船津(山口・防分)
	6日(火)	下田口	上田口
	7日(水)	府 領	
	8日(木)	中横田(南部)	中横田(北部)
	9日(金)	下横田(九折・九折島・下横田住宅)	下横田(午前の地区以外)
	12日(月)	浅 井	上早川五区
	13日(火)	上早川四区	上早川二区
	14日(水)	上早川三区	上早川一区
15日(木)	小鹿、安平		

2月20日（月）、29日（水）、3月5日（月）は、税理士による申告相談も開催します。株や土地の譲渡収入、消費税の申告などがある人は、ぜひご利用ください。

平成24年度町・県民税と国民健康保険税の申告相談を開催します。各地区的相談日に申告相談会場にお越しください。この申告は、平成23年1月～12月の収入・所得を申告するものです。申告をしないと、各種証明書の交付、保育園入所や町営住宅入居の手続き、国保税や介護保険料などの減額措置などを受けられない場合があります。

町・県民税の申告が必要な人
営業、農業、不動産などの事業所得があった人、給与以外に収入があった人、年途中で仕事を退職して、再就職していない人、無収入の人

事業所得の申告方法
営業、農業、不動産などの事業所得は、収支計算での申告と

申告の必要がない人
確定申告書を熊本東税務署に提出する人、給与所得者で年末調整が済んでいて、ほかに所得がない人

申告の際に必要なもの

- 1 印かん
- 2 給与収入や年金収入がある場合は、源泉徴収票
- 3 営業、農業や不動産の収入がある場合は、収支内訳書
- 4 生命保険料控除や地震保険料控除がある場合は、支払保険料の控除証明書
- 5 「障害者控除」を受ける場合は、「障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保険福祉手帳」、「障害者控除対象者認定書」（町福祉課で発行）

- 6 医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書と計算した明細書
 - 7 寄附金控除を受ける場合は、寄附した団体などが発行した証明書や領収書
 - 8 所得税の振替納税をする場合は、申告する本人の通帳、通帳に登録している印かん
 - 9 所得税の還付を受ける場合は、申告する本人の通帳
- 次の場合は税務署で「確認を**
株や土地の譲渡、住宅借入金等特別控除、医療費控除の申告をする場合は、事前に税務署で内容を確認してください。

- ▼ 申告期間 2月15日（水）～3月15日（木）
※2月19日（日）、3月4日（日）は、休日申告を開設します。
 - ▼ 受付時間
・午前9時～午前11時（日曜日は、午前10時30分まで）
・午後1時～午後4時（日曜日は、午後3時30分まで）
 - ▼ 会場 町生涯学習センター研修室
 - ▼ お問い合わせ先
町税務課
☎ 096-234-1111
(内線115)
- ✉ k1g105@town.kosa.lg.jp